

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	12	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法施行規則	根拠条項	69	許認可等の内容	技能検定合格証書の再交付	
<p>(合格証書の再交付)</p> <p>第六十九条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を滅失し、若しくは損傷したとき、又は氏名を変更したときは、合格証書の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請に、技能検定合格証書再交付申請書(様式第十六号)を都道府県知事(指定試験機関が試験業務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出して行わなければならない。この場合において、当該申請が合格証書を損傷したことによるものであるときは合格証書を、氏名を変更したことによるものであるときは合格証書及び氏名を変更したことを証する書面を添えなければならない。</p>						